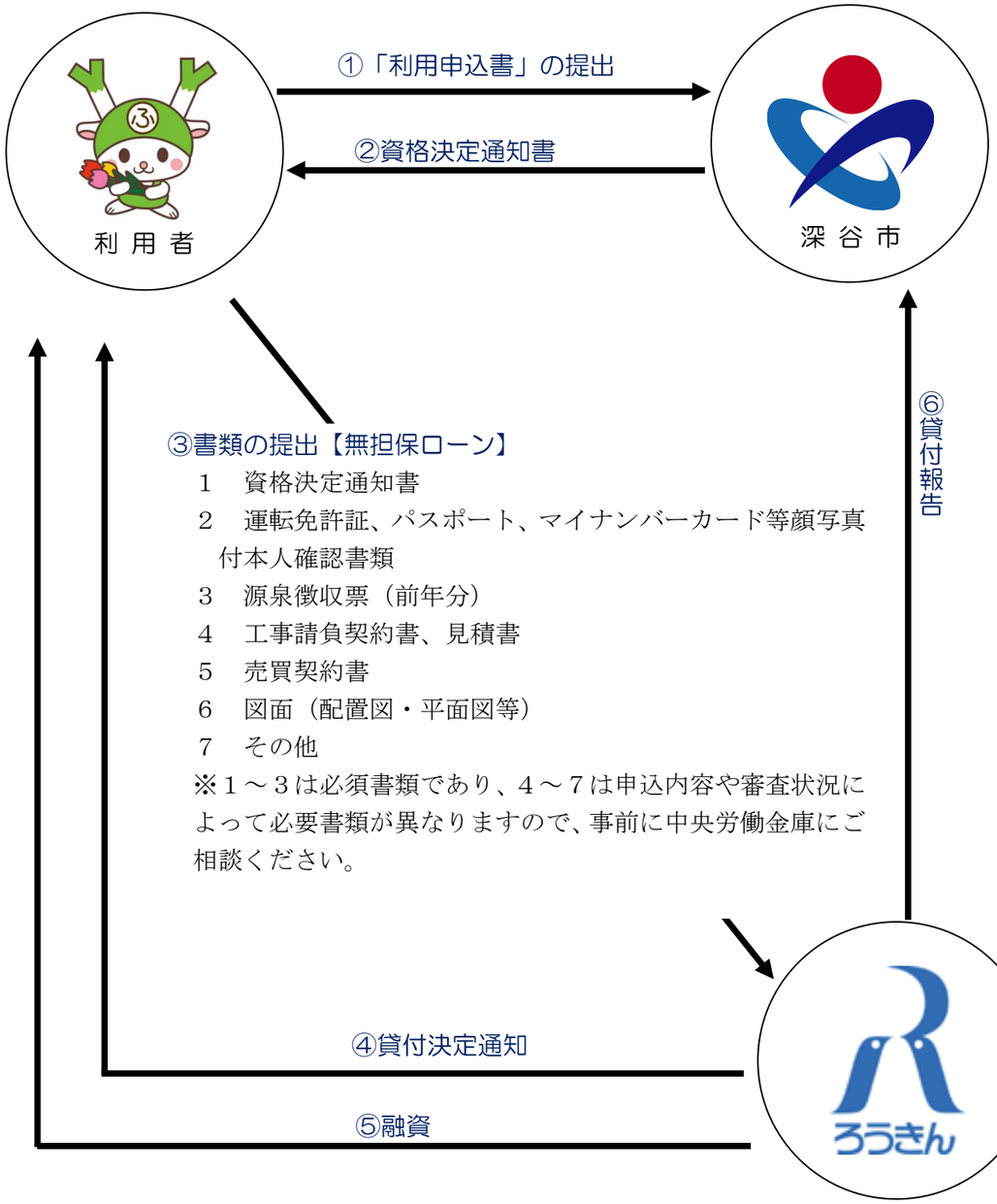
手 続 き の 流 れ



【申請窓口・問い合わせ先】
深谷市役所 商工振興課（深谷市仲町１１番１号　２階２３番窓口）
電話０４８－５７７－３４０９

無担保貸付

令和８年１０月発行

深谷市 勤労者 住宅資金貸付制度



無担保ローン

融資利率　**年1．100％**

融資金額　**５００万円以内**

※平成２７年度より、有担保ローンの取扱いを休止しています。



低利でおトク♪

住宅新築や購入、中古住宅やマンションの購入・増改築、修繕、リフォーム、宅地購入はもちろん、エコ設備工事、太陽光発電設備工事、耐震強化工事などにもご利用いただけます。

使い道もワイド♪

手数料は無料！

★繰り上げ返済自由自在★

返済は、最長１０年（ご融資金額によって異なります。）とラクラク返済。しかも、余裕のある時は、いつでも一部繰り上げ返済ができます。もちろん手数料はかかりません。
返済期間も短くなり、大変おトクです。

★併用利用が可能★

住宅金融支援機構フラット３５等の併用利用も可能です。

★保証協会保証★

保証協会（一般社団法人 日本労働者信用基金協会）保証となります。

深谷市勤労者住宅資金貸付制度とは？

深谷市内に居住または居住しようとする勤労者のかたが、住宅の新築・増改築・購入（中古を含む）・改修・宅地購入等を行う場合に利用できる、市の貸付制度です。
エコ設備工事、太陽光発電設備工事、耐震化工事などの少額利用も可能です。

１ 申し込みのできるかた

１～５全てを満たすかたが対象となります

1　市内に居住しているか、または居住しようとするかた
2　同一事業所に、１年以上引き続き勤務しているかた
3　年齢が２０歳以上５５歳以下のかた
4　市税に滞納がないかた
5　返済しながら生活に支障のないかた

２ 融資の条件

融資金額	５００万円以内
融資利率	年１．１００％ ※新規適用金利は金利情勢により変更となる場合がございます。 変更となった場合、実際のご融資金利はお申込時点ではなく、 お借入時点の金利が適用となります。
融資期間	１０年以内
融資方法	元利均等月賦返済およびボーナス併用返済
保証	保証協会（一般社団法人　日本労働者信用基金協会）保証となります。 金利とは別に下記の保証料が必要となります。 年０．７３％（一括前払方式）

３ 貸付の対象外のもの

・門扉や堀などの外構工事
・車庫、カーポート、物置の設置・撤去工事
・電化製品の購入・設置・撤去工事
・その他住宅の機能の向上又は維持保全のためではない工事

４ 申し込み方法

提出書類	１．深谷市勤労者住宅資金利用申込書 ２．源泉徴収票または給与証明書（最新のもの） ※自営業のかたは確定申告書の控え等 ３．市税に滞納がないことの証明書（最新のもの） ※その年の１月１日時点で住民登録のある市区町村で取得可
受付時期	随時受付中
受付時間	月曜日～金曜日 午前８時３０分～午後５時１５分（祝祭日を除く）
受付場所・ 問い合わせ先	深谷市役所 商工振興課 （深谷市仲町１１番１号　２階２３番窓口） 電話　０４８－５７７－３４０９

５ 借り入れ手続き

（１）上記「４申し込み方法」のとおり、市に利用申し込みをしてください。
（本人または、家族の方に限ります。）
（２）市が貸付資格の適否を審査し、結果を通知しますので、通知を受けてから３カ月以内に中央労働金庫熊谷支店で所定の手続きをしてください。
※　金融機関（下記）での審査の結果、ローン利用のご希望に添えない場合がございます。

６ 融資取扱金融機関

中央労働金庫

